

令和2年6月定例会 総務県民生活委員会の概要

日 時 令和2年6月29日(月) 開会 午前10時 1分
閉会 午後 2時34分

場所 第3委員会室

出席委員 藤井健志委員長
岡田静佳副委員長
山口京子委員、新井豪委員、齊藤邦明委員、梅澤佳一委員、本木茂委員、
江原久美子委員、町田皇介委員、木村勇夫委員、石渡豊委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]
北島通次総務部長、坂本泰孝税務局長、洪澤陽平人財政策局長、
田中勉契約局長、表久仁和参事兼人事課長、若林裕樹参事兼税務課長、
谷戸典子職員健康支援課長、影沢政司文書課長、大久保修次学事課長、
松澤純一個人県民税対策課長、鶴見恒管財課長、坂田直人統計課長、
豊野和美総務事務センター所長、飯野由希子行政監察幹、辻幸二入札課長、
吉村正則入札審査課長兼技術評価幹、三橋亨県営競技事務所長

岡精一秘書課長

阿部隆人事委員会事務局長、
田口修人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、益城英一任用審査課長

[県民生活部関係]
山野均県民生活部長、大浜厚夫スポーツ局長、市川善一県民生活部副部長、
穴戸佳子県民生活部副部長、田沢純一広聴広報課長、
堀光美知子共助社会づくり課長、渡邊淳一人権推進課長、
浅見健二郎文化振興課長、久保佳代子国際課長、河原塚啓史青少年課長、
小谷野幸也スポーツ振興課長、斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、
小川美季男女共同参画課長、関口修宏消費生活課長、
横山竜仁防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第88号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち総務部関係	原案可決
第89号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第90号	埼玉県税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第97号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち総務部関係	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

総務部関係

- 1 会議の公開方針について
- 2 埼玉県個人情報保護条例について

報告事項

1 総務部関係

- (1) 県有施設エコオフィス化改修事業（太陽光発電設備）について
- (2) 県内建設産業の育成について
- (3) 就職氷河期世代を対象とした新たな職員採用試験について

2 県民生活部関係

- (1) 指定管理者に係る令和元年度事業報告書及び令和2年度事業計画書について
- (2) 令和2年度における指定管理者の選定について
- (3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会について
- (4) 2020年東京五輪文化プログラム育成プロジェクトについて
- (5) 子供世代へのラグビー普及・啓発事業について

【付託議案に対する質疑】

山口委員

- 1 第88号議案の補正予算第5号、第97号議案の補正予算第6号のうち、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備補助について、それぞれの対象幼稚園数は何園か伺いたい。
- 2 幼稚園1園当たりの補助額の上限が100万円とのことだが、この金額で十分と考えるのか。
- 3 補正予算第5号と補正予算第6号では、幼稚園への補助額の上限は同じであるが、予算額が異なっている。その理由は何か。
- 4 この議案が通ったのち、申請からどれくらいの期間で補助金が交付できるのか。
- 5 第97号議案の補正予算第6号のうち、学校法人等助成費について、補習を行うための指導員等を確保するに当たり、教育局でも似た事業を行っているが、十分に確保できるのか。
- 6 第89号議案の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正で、特例措置するのは、新型コロナウイルス感染症に対処するための業務とのことだが、具体的にどのような作業に対して手当を支給するのか。
- 7 第90号議案の県税条例等の改正についてのうち、新型コロナウイルスの影響により中止等された一定のイベントについて、観客等が入場料の払戻しを放棄した場合に、個人県民税の寄附金税額控除の対象とするとのことだが、どのようなものが対象となるのか。また、そのイベントの証明の方法はどのようなものか。
- 8 県税条例等の改正についてのうち、県たばこ税の改正について、現行の重量比例課税では何か不都合があったのか。また、改正によりどの程度の増収が見込まれるのか。

学事課長

- 1 5号補正は447園、6号補正は457園を補助対象としている。
- 2 事前に要望を確認したところ、5号補正ではマスク等については十分賄えるが、空気清浄機等の購入については十分でなかった。6号補正を追加することにより、不足分を賄い、更なる購入費に充てることができる十分な補助と考えている。
- 3 5号補正は、国の1次補正を受けたものであり、幼稚園からの事業計画書を基に積算している。6号補正は国の2次補正を受けたものであり、時間的な余裕がなかったため、全幼稚園から上限額まで申請があるものとして積算した。
- 4 文部科学省から、まだ通知がないため、日程を示すのは難しい。全埼玉私立幼稚園連合会からは、各幼稚園に対し、国の補正予算について周知しており、国の詳細が判明次第、速やかに事務を進めたい。
- 5 私立学校では非常勤講師を比較的多く採用している。また、人材派遣会社を利用しているところもある。こうした契約の見直しで対応することも考えられる。具体的には学校法人の判断だが、県からは、学びの保障のための適切な人材の確保を依頼していく。

参事兼人事課長

- 6 主に防護服などを着用の上で行う業務が該当する。具体的には、ホテルや宿泊療養施設では、患者が動ける場所、いわゆるレッドゾーンで療養者に食事を提供する業務やご

みを回収する業務が該当する。また、保健所では患者の自宅から病院等への移送に立ち会うなどの業務が支給の対象となる。

参事兼税務課長

- 7 新型コロナウイルス感染症の影響等により中止等したイベントのうち、主催者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定したイベントについては、国の所得税において寄附金控除の対象となる。個人県民税については、文部科学大臣が指定したイベントのうち、県条例で定めるものが、寄附金税額控除の対象となる。文部科学大臣による指定の要件は、不特定多数を対象とした文化芸術・スポーツ分野のイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催する予定であったもの等が対象となる。なお、今回の条例案では、緊急経済対策の趣旨に鑑み、文部科学大臣の指定したイベントは全て個人県民税の寄附金税額控除の対象とするものである。また、証明については、イベントを中止等した主催者が、文化庁・スポーツ庁に指定を申請する。審査後、文部科学大臣から「指定行事証明書」が交付される。主催者は、その旨をチケット等購入者に周知し、チケット等の購入者から払い戻しを受けない旨の連絡を受けたのち、「指定行事証明書」(写し)と「払戻請求権放棄証明書」を送付するという手続きになっている。払戻請求権を放棄した個人は、翌年の確定申告の際に、これらの証明を添付するものである。
- 8 軽量の葉巻たばこ、いわゆるリトルシガーについては、重量課税方式であった。その結果、1箱20本の価格が、例えばリトルシガーの「わかば」は360円であるのに対し、紙巻きたばこの「メビウス」が490円と不公平感があることから改正されたと聞いている。この改正による増収については、令和2年度については、約100万円の増が見込まれる。また、改正は2回に分けて段階的に施行されるので、最終的に約1,000万円の増が見込まれる。

山口委員

- 1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備補助の交付時期については分からないとのことだが、これは新型コロナウイルス対策という緊急性や幼稚園から事業計画書を出させているなどの事情から、できるだけ早く手続きを進めるべきと考えるが改めて交付までの期間について伺いたい。
- 2 特殊勤務手当については、防護服を着用するような業務に携わることが支給対象とのことだが、消防や警察職員も防護服を着用して業務に携わるが対象となるのか。

学事課長

- 1 この補助金は4月以降、園が購入したものが対象で、既にマスク等を購入している園もある。詳細については、国に確認し、速やかに事務を進めていきたい。

参事兼人事課長

- 2 警察はこの条例の適用範囲である。消防は市町村の職員であり、本条例の適用にはならない。しかし、国からもこのような業務は支給対象になるとの通知が出ているので、恐らく市町村で同様の対応をとるものと考えられる。ちなみに病院局については、この条例の対象外であるが、この条例に準じて給与規程を改正すると聞いている。例えば、循環器・呼吸器病センターで業務を行った場合は、高い方の1日4,000円が支給対象となる。

町田委員

- 1 6号補正のうち、専門学校生の授業料軽減事業について、対象者93人とあるが、その積算根拠について伺いたい。また、既に授業料の減免を実施している学校数はどれくらいで、今後減免を始めた場合は対象となるのか伺いたい。
- 2 6号補正のうち、私立高等学校等奨学のための給付金事業について、申請方法はどのような形になるのか。また、通信費に使ったという証明はどのようにするのか。
- 3 県税条例等の一部改正のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により中止等となったイベントについて、5月1日から申請が始まっていて、既に文部科学大臣の指定を受けているイベントもあるかと思うが、埼玉に関わるものでは具体的にどのようなものがあるのか。

学事課長

- 1 私立専門学校の生徒数1万8,285人から、今年度から始まった無償化による減免対象者1,914人を除いた人数に、家計急変の出現率を乗じて93人とした。出現率は、リーマンショック時のものに1.2倍の上乗せをして算出した。減免を実施している専門学校は90校あり、そのうち51校が何らかの授業料減免を行っている。減免を受けている生徒数については、今後事務を進める中で把握していきたい。また、今後減免を始めた学校も対象となる。
- 2 補助申請は、学校を通じて県にしてもらい、生徒へは学校を通じて支給される。証明については、国に確認したところ誓約書があればよいとのことであった。

参事兼税務課長

- 3 イベントの指定状況については、6月26日現在、文部科学大臣が指定している行事一覧で確認できる。例えば文化関係では、所沢市民文化センターミュージズで開催される予定であったバレエの公演、スポーツ関係では埼玉スタジアム2002で行われる浦和レッズのホームゲームやNAACK5スタジアム大宮で行われる大宮アルディージャのホームゲームが指定されている。

町田委員

通信費について、誓約書ではしっかりとチェックできないと考えるがどうか。

学事課長

国に確認したところ、通信費に充てられるような仕組みを検討していると聞いてはいるが、使用状況が分かる証明を求めた場合、生徒や家庭等への負担が大きいということで、誓約書で可としたとのことである。

江原委員

- 1 6号補正の学校法人等助成費について、学習指導員等は、私立学校では非常勤講師を充てるのではとのことだが、その場合、新たに増員するのか、あるいは勤務時間を長くするというイメージなのか具体的に伺いたい。
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について、1月28日から適用とのことだが、支給総額はどのくらいを見込んでいるのか。また、手当分について補正予算案に入っていないがどのように対応するのか。

学事課長

- 1 学校により様々な雇用形態がある。非常勤講師の中には勤務時間の短い者もいるので、勤務時間の延長をしたり、あるいは新規に雇用したりするほか、人材派遣会社からの派遣契約の変更などで対応する等が考えられる。

参事兼人事課長

- 2 概算ではあるが、一番業務量が多かった4月、5月の所要額を約500万円弱と見込んでいる。補正予算については、患者の動向で手当の支給額が大きく変わるため、当面は現行の予算の中で対応していく。

江原委員

- 1 学校法人等助成費について、雇用形態等いろいろあるとのことだが、どのように使われているか把握はしていないのか。
- 2 学校法人等助成費の金額は、1校当たり100万円とあるが、学校の規模により人件費は様々だと思うが、その金額を交付するのか。

学事課長

- 1 学校から提出される実績報告で確認して支給する。
- 2 実績に基づき支給する。

江原委員

1校当たり100万円といっても、上限が100万円ということか。実績が50万円であれば補助額は50万円、150万円であれば100万円ということか。

学事課長

委員発言のとおり、上限が100万円である。

【所管事務に関する質問（会議の公開方針について・埼玉県個人情報保護条例について）】

齊藤委員

埼玉県個人情報保護条例について伺う。23日の逢澤議員の「市町村への個人情報の提供」に関する一般質問に対して明確な答弁がなかった。個人情報保護条例により個人情報の提供が制限されていることは承知しているが、どのような場合であれば利用目的以外であっても個人情報を提供することができるのか。

文書課長

個人情報保護条例では、保有個人情報の利用及び提供の制限を設けており、原則として、利用目的以外の目的のために提供することはできないが、大きく四つケースを限定して、提供できる場合を規定している。まず、一つ目は「他の法令に基づく場合」がある。以降のものは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことが前提になるが、二つ目は、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」、三つ目は、「県、国、他の地方公共団体等に提供する場合で、当該提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、利用することにつき相当の理由があるとき」。最後は、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、

本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することにつき特別の理由があるとき」には、提供が可能であるという規定になっている。

齊藤委員

確認になるが、本人の同意があれば利用目的以外であっても個人情報は提供できるのか。

文書課長

本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことが前提となるが、利用目的以外に個人情報を提供することについて、本人の同意があれば可能という規定になっている。

新井委員

- 1 会議の公開方針について、杉島議員の一般質問を踏まえて質問、確認する。有識者や県民が参加するこのような会議は、今、どのくらい設置されているのか。その中で、今回のように、設置当初から非公開とされた会議はいくつあるのか。
- 2 現在の会議の公開の方針を示したものについては、「附属機関等の県民参加の促進に関する指針」と「会議の公開に関する指針」の二つがあるということによいか。

文書課長

- 1 具体的に協議会等がどのくらいあるのかについては、附属機関、協議会等は企画財政部で所管しており、現時点で正確な数字は承知していない。それに伴い、設置冒頭から非公開とされた会議についても把握していない。
- 2 会議の公開の指針については、企画財政部で「附属機関等の県民参加の促進に関する指針」、総務部で「会議の公開に関する指針」を定めており、二つある。

新井委員

- 1 設置冒頭から非公開にされた会議というのは聞いたことがない。知事の答弁では、自由かつ達な議論をするため非公開としたとのことだが、今回の会議は「検討会議の設置」と「今後の進め方」であった。公開するとかつ達な議論が阻害されるとは思えない内容になっている。情報公開を担当する部としては、今回、非公開としたのは適切だったのか。
- 2 杉島議員の一般質問に対して、知事から「改善を指示した」旨の答弁があったが、どちらの指針が適用されたのかについては、はっきりしなかった。附属機関以外の会議は、どういう基準でどちらの指針が適用されるのかが分かりづらくなっている。非公開とする方針も、二つの指針で異なっている。今後、総務部として、埼玉県全体の会議の公開について、整理する必要があると思うがいかがか。

総務部長

- 1 先日の会議の非公開は、企画財政部で所管する指針に基づくものと整理している。今回、冒頭で非公開としたことについては、主催者として、企画財政部が規定に基づいて判断したものとする。
- 2 総務部としては、情報公開の推進は、県民の知る権利の確保、公正で透明な県政の推進等の観点から極めて重要と考えており、会議の公開に関しては、企画財政部で所管す

る附属機関とそれに類似する協議会だけでなく、その他の会議についても総務部において、原則公開という指針を定め、積極的に公開している。二つの指針が有り、分かりにくいという御指摘があったが、開かれた県政の推進という基本姿勢を踏まえ、今後、附属機関等を所管する企画財政部と十分協議して整理していきたいと考えている。